

日本をめぐる中立問題

序言 中立制度と中立主義との区別

一九五七年四月十八日ネール首相は「アジア法曹会議」の演説で、「近頃多くの政治家たちは、同じ言葉を全然ちがった意味に使っている。その適例は中立とか、中立主義という言葉である。中立とは戦争の場合に、交戦国のどちらにも味方せず、双方に対し公平な立場をとって、戦争の外に立つことである。今日世界のどこにも戦争は存在しないにかかわらず、なぜ中立というのか。このような思想の混乱は是正しなければならない」と述べた。これは国際法上の制度としての戦時中立並びに永世中立と、外交政策として行われる中立主義とを、混同して使用することの誤りを指摘した名演説である。事実インドは「中立」なる文字をさけ、自由、共産いずれの系列にも加わらない意味のノン・アライメント(non-alignment)なる文字を使っている。日本のマスコミはこれを「非同盟」と意識している。国際法上の制度としての中立の立場をとる国は、それによって国際法の規定する一定の権利義務の主体になるが、外交政策として中立主義をとっても、国際法上いかなる権利も取得しなければ義務も負担しない。日米安保条約改訂交渉当時、一九五九年三月二〇日、フェドレンコ大使は日ソ協会での演説で、日本はインドやインドネシアの例に倣って、「永世中立国」の地位をとれと勧告した。これなどがネール首相のいう「混乱した思想」の持

主たる典型的事例である。インドやインドネシアは「中立主義」の外交政策はとっているが、かつて「永世中立国」になる国際条約を結んだ歴史はないからである。

第一節 国際法上の中立制度

第一項 戦時中立制度

国際法上の制度としての中立には、戦時中立と永世中立との二種ある。戦時中立とは甲国と乙国との間に戦争状態が発生した場合、どちらの交戦国とも平和関係を持続する丙国の地位をいい、中立国にも交戦国にも、国際法上、一定の権利義務を創造する国際法上の制度である。戦争の存在を前提とし、戦争の存在なくして、中立の観念は成立しない。

どんな国でも他国間の戦争に中立の立場を選べば、誰人の承認も必要とせず、国際法上当然その瞬間から、平時にはもつことを許されない特別の権利義務の主体になる。たとえば中立国は交戦国の軍艦に二四時間以上、自国の港または領海に留まることを許してならない国際法上の権利と義務をもち、また中立国政府（人民は許される）は交戦国に武器弾薬など戦争資材を売ったり、借款を与えてならない義務を負うに至るがごときそれである。

しかし戦時の中立国は中立の立場をとることが、自国の利益であるから、任意に中立国の地位を選んだのであつて、いつでも自国の利益の命ずるところにしたがい、中立国の地位を放棄して、自国の好む側に加担して、その戦

争に参加しうる国際法上の権利を与えられている。すなわち中立国たる国際法上の地位を獲得するためにも、これを放棄するためにも、他国の承認を必要としない。但し特定の戦争に特定の国と特定の期間、中立を守ると約束すれば、もちろんその約束を守ってその特定の国に対し戦争を行なうことは許されない。日ソ両国政府は、第二次世界大戦の「全期間」を通じ、一方は他方に対する戦争に参加しないと約束した「日ソ中立条約」の当事国であった。しかるにソ連はその誓約を破って、日本に戦争をしかけるのみならず終戦後も十年間の久しきに亘り、七十五万の日本人を捕虜として強制労働に酷使し、うち十万人を殺し、今日もなお南樺太、千島列島、齒舞、色丹まで不法占領をつづけている。

第二項 永世中立制度

しかるに特定の戦争のみならず、すべての戦争に対し、永久にこれに参加しない国際法上の義務を負う国がある。それが永世中立国である。「中立化された国」ともいう。古典的意義におけるスイスの永世中立制度によると、スイスは強国間の「集团的条約」によって、攻撃をうけた場合自衛のためにする以外、いかなる国に対しても戦争を行わないこと、間接に戦争に卷込まれるような国際的義務（たとえば同盟条約の当事者となること）を負ってならない、という二つの約束を条件として、将来永久にその独立と領土の保全を「保障」されている。詳言すれば強国間の集团的条約によって中立が保障されていることが、永世中立国たる第一の必須要件である。すなわちある国の永世中立化は、それを利益とする強国間の「集团的行為」であって、強国の明示または黙示の承認により、かかる国

に永久的な中立的地位を与えることである。故にたとえば一九一八年アイスランド、一九二九年ローマ法王国、一九五五年オーストリアが一方的宣言によって、自国の永世中立国たることを声明しても、スイス型の永世中立国にはなれない。学者はこれを「自己中立化」または「自治的中立化」とよび、政治上の効果は否定できないが、法律上の効果は与えられない。

永世中立国たる第二の必須条件は、それが「契約的行為」に基づくことであって、中立化される国の「同意」を必要とするとともに、永世中立国は一方的に中立的地位を放棄することを許されないことである。かく永世中立国は戦争や軍事同盟への参加を禁止されているが、決して主権国たる完全な地位を失うものではない。もし永世中立国がかかる誓約を破れば、それは単に永世中立国に保障されている保護を失うに終るのみである。

何故一國が永世中立を希望するかといえば、その國が小國であつて、國際政治への積極的参加を好まないからである。また何故強國がかかる小國の中立化を望みかつその独立の保障まで引受けるかといえば、一つの強國がその小國を支配して、他の強國よりも強大となり、強國相互間の勢力の均衡を破ることを虞れるためであつて、かかる小國の独立を保全することによって、強國自身の安全を維持せんとするのである。強國相互間に「緩衝國」(buffer state)を設け、強國が相互に國境を接することをさげんとすることも、永世中立制度の目的の一つである。故にそんな地位にない國、そんな価値のない國は、永世中立国たりえない。

永世中立国の義務は三つある。第一は自衛のための外は戦争に参加しないこと、第二は戦争に卷込まれるような軍事同盟その他の義務を負わないこと、第三は攻撃をうけた場合、永世中立国は保障國に援助を求めると否とにか

かわらず、必ず先ず自己防衛を行う義務あることがそれである。第一次世界大戦後の国際連盟には、スイスは原加盟国として加入したが、連盟理事会はスイスの「特異の地位」をみとめ、スイスは連盟の行う「軍事行為」にも参加を強要されなければ、スイス領土内における外国軍隊の「通過」と「軍事行動の準備」を許すことも強要されないとの了解の下であった。しかるにその後エチオピア事件（一九三五―三六年）が発生し、国際連盟が初めて「経済制裁」をイタリアに加えた際、スイスは右の了解事項を拡張解釈して、「経済制裁」に参加することも、スイスの軍事的中立を危殆ならしめるとして参加を拒否した。その後更にヨーロッパの形勢が悪化するにしがたい、連盟の集团的制裁から遠ざからんとするスイスの意図も濃厚になったため、一九三八年五月十四日連盟理事会はスイスが「永世中立を採用し、いかなる方法たるを問わず、もはや制裁に関する連盟規約の実施に参加しない意図を表明したので、スイスはかかる参加に招請されないことを宣言する」との決議を採択するとともに、「スイスに自己防衛の用意と準備」とを整えることを注意している。この決議にはソ連と中国が棄権した。現在の国際連合は、かかる自由裁量の余地を許さないため、スイスは今日もなお国際連合に加盟を拒否し、国連外に立っている。

次に保障国の義務は二つある。第一は保障国自身が、永世中立国の領土を攻撃または脅威しない義務である。ドイツは自ら保障国でありながら、第一次および第二次大戦とも、ベルギーとリユクサンプールの永世中立を破つたため、今日は両国とも永世中立化は廃止されている。第二は永世中立国の領土が保障国以外のいかなる国から侵害をうけた場合、保障国は戦争を賭しても、その領土の保全を守護せねばならない義務である。全部の保障国が一致する必要あるか否かに関しては疑問があるが、第一次大戦におけるイギリスの対独宣戦は、表面上ベルギーとリユ

クサンブールの中立を守護するとの理由によるものであった。

第三項 永世中立制度の実例

スイスは一六四八年のウエストファリア条約によって独立を承認されて以来今日まで三百年間、中立の伝統を保持する光榮ある歴史の持主だが、フランス革命当時、ナポレオンに侵入され一時その地位を失ったことがある。今日の永世中立国たる地位は、一八一五年三月二〇日ウィーン会議において、イギリス、フランス、ロシア、プロシヤ、オーストリア、スウェーデン、スペイン、ポルチュガルの八カ国宣言によって、スイスの永世中立が「承認」され、八カ国の「集团的保障」が与えられたことになる。スイス自身も同年五月二七日、この宣言に「加盟」した。この宣言は更にウィーン会議の議定書第八四条によって「確認」され、同年十一月二〇日、イギリス、フランス、ロシア、プロシヤの四大国条約も重ねてこの宣言を「承認」している。列強がスイスを中立化した主たる理由は、フランスの侵略からスイスを守らんがためであった。その後スイスはヨーロッパにおける幾多の戦争にも首尾よく中立保持に成功してきた。

しかしスイスは中立保持のため、国境に堅牢な要砦を築造し、国民皆兵主義（二〇歳から六〇歳まで、三段階に分つて強制訓練）の下に、強力な軍隊（動員総力は七〇万）を組織し、現に普仏戦争当時（一八七一年一月）、スイス領土内に逃げ込んだフランス兵八万以上の武装解除を行い、終戦までこれを抑留し、よく中立国たる義務を履行した。

第一次大戦には無事に中立を守ることができたが、第二次大戦には前後二回ヒトラーのドイツから中立侵犯の危機に直面した。第一回は一九四〇年ドイツ軍がスイスのヌーシャテルとジュネーブを通過してリオンに入り、フランス中部に突進せんと企てたときであった。もしベルギー、オランダ、フランス北部における連合軍の抵抗がもつと永く続き戦線が膠着していたならば、ドイツはおそらくスイス通過の計画を実行に移し、フランス軍の大兵団を背後から包囲する作戦をとつたであろう。しかるにフランス北部の戦線が脆く急激に崩壊したため、スイスを通過してその中立を破る必要がなくなつたわけであるが、仮りに通過が試みられたとすれば、ドイツ軍はオランダ、ベルギーにおけるよりも、更に遙かに強い抵抗をうけたにちがいない。第二回は一九四五年米英軍が北アフリカ上陸につづいてイタリアに上陸作戦を行つた際、ドイツ軍はイタリアにおけるドイツ軍およびイタリア軍との連絡を図るため、シンブロン殊にゴタルのトンネルを掌握して、イタリアへの通路を決断せんとしたときであった。この危機を救つたのはスイスの軍隊であり、必要な場合その軍隊を使用せんとするスイス人の決意であった。

第二次大戦の勃発した一九三九年九月一日、ドイツ軍がポーランドに侵入するや、スイスは直ちに「動員令」を發した。ある山村における当日の光景を叙した文章に、「この朝、村役場の助役さんが鐘をならしながら、村の辻に立って動員令を声高らかに読みあげた。すると時計の針が一〇分もたたないうちに、肉屋の店から、パン屋の裏口から、アパートの出入口から、軍服に身をかため、鉄カブトと銃剣で武装した男たちが、続々ととびだしてきた。すぐにでも戦闘のできる立派な兵隊さんだ。かれらは三々五々家族たちが操縦する馬車に乗って、指定の集合場所に急ぐのであった」とある。スイスの中立は決して安価で買取つたものではない。国防費も増額されれば、新兵の

教育期間も延長され、国内の各地に要塞が構築され、一九三九年九月には四〇万の軍隊が召集された。一九四〇年六月フランスが降伏すると「総動員令」が発せられ、国防費は一挙に一〇億五千万フランに達し、一九四四年には一五億フランにはね上り、総歳出の五九パーセントに及んだ。アルプスの要塞だけで五億五千万を使った。スイスがよく前後二回の世界大戦に、中立を保ちえたのは、スイス人の旺盛な国防意識と周到な自衛組織によるもので、「中立即独立、独立即自衛」をモットーとするスイス人の偉大な国民精神の発露に外ならない。自力で自国を守らんとする国民皆兵のスイス人にとっては、「市民か兵士か」の区別はなく、「愛国者か売国奴か」の区別あるのみということになる。

二 ベルギーは一八三一年オランダから分離して独立国たる「承認」をうける条件として、永世中立国となったが、中立化の理由はスイスの場合と同様、フランスの侵略からベルギーを守らんがためであった。ナポレオン三世がベルギーを併合せんとしたため、イギリスの主張によって、永世中立国にされた。一八三一年十一月十五日イギリス、フランス、プロシア、ロシア、オーストリア、ベルギーの六カ国間に調印されたロンドン条約第七条は、ペリギーの「独立」と「永世中立」とを規定し、第二五条においてベルギーを除く他の五大国による「保障」が規定されている。しかし肝心なオランダはまだベルギーの独立を「承認」していない。オランダがベルギーを正式に「承認」したのは、一八三九年四月十九日イギリス、フランス、プロシア、オーストリア、ロシア、オランダの六カ国間に調印されたロンドン条約第二条であって、同時に前記五大国の「保障」を確認している。

ベルギーの永世中立は、一九一四年第一次大戦当時ドイツ（プロシアの相続者）が、フランスに侵入する有利な

通路としてベルギーを攻撃（シュリーフェン計画）したため破られた。戦後ベルギーの「要望」により、戦勝国はベルギーの永世中立化廃止に同意するとともに、戦敗国たるドイツ、オーストリアをして平和条約により一八三九年の条約廃棄に同意せしめた。その後イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギーの五カ国は、一九二五年十二月一日のロカルノ条約によって、「ベルギーの中立化に関する諸条約の廃棄を了承」した。かくしてベルギーの永世中立は第一次大戦とともに消滅した。

しかるに一九三六年ドイツがロカルノ条約を破棄したため、この条約に加盟していたベルギーは再び中立的立場に復帰せんと欲し、ロカルノ条約の義務からの解放を要求するとともに、国際連盟規約第一六条の義務（制裁参加の義務）に対し、ややこれを「制限」せんとする解釈を発表した。一九三六年十月十四日、ベルギー国王の閣議における演説は、ベルギーが中立の地位に復帰したものと一般に解釈された。そこでイギリス、フランス両国政府は一九三七年四月二十四日共同通牒をもって、ロカルノ条約によって、両国に対して負担するベルギーの「保障義務」を解放すると同時に、この条約によって両国自身がベルギーに対して負担する「保障義務」はそのまま遵守する旨を確認した。これに対しベルギーは国際連盟規約上の義務はこれを恪守するとともに、ベルギーの領土が他国を侵略するための「通路」または「作戦基地」に使用されることを極力防止する旨を声明した。ドイツ政府は直ちに一九三七年十月十三日この声明に対し、ベルギーが戦時ドイツの敵と協力しない限り、その領土を尊重する旨をベルギー政府に通告した。

しかるに第二次大戦におけるドイツは、第一次大戦当時よりも、更に遙かに大規模にベルギーの中立を侵破した。

しかしそれがため戦後ベルギーは、現在の国際連合に加盟するに当り、中立に関する特殊地位を要求することはしなかつた。故にベルギーの中立的地位は、国際連合憲章が設けた集団安全保障の一般組織に基づく、権利と義務に吸収されたものとみなさざるをえない。

三 リュクサンブル大侯国はオランダ国王が大侯を兼任する、学者のいう「君上連合」の関係にあると同時に、ドイツ連邦の加盟国の一つでもあったため、一八五六年以来プロシアがドイツ連邦からリュクサンブルに駐兵の権利を与えられていた。しかるに一八六六年普墺戦争の結果、ドイツ連邦が解体されるや、ナポレオン三世がリュクサンブルをオランダ国王から買収せんとした。しかしリュクサンブルのフランス併合は、フランスとプロシアとの勢力の均衡を破るものとしてビスマルクが反対したため、中立化をもって機宜に適する解決策たることに合意が成立した。そこで一八六七年五月十一日リュクサンブルは、イギリス、フランス、プロシア、オランダ、イタリヤ、ベルギー、オーストリア、ロシア、リュクサンブル九カ国間のロンドン条約により、「集団的保障」の下に「永世中立国」を形成すること、リュクサンブルは「すべての他の国に対し中立を守る義務」あることが規定された。ベルギーのみは自ら永世中立国たるがため、「保障義務」を免除されている。リュクサンブルの中立化もスイス、ベルギーと同様、フランスの膨張を阻止するのが目的であつた。

リュクサンブルの中立化の特色は、スイスやベルギーのそれと異なり、「非武装」を条件としてしていることである。軍隊は国内の治安維持のためにする警察目的以外には許されないのみならず、要塞の築造も禁止されていた。リュクサンブルの中立は第一次大戦当時一九一四年ベルギーに先だち、ドイツ軍がフランスに侵入する通路として利

用したため破られた。戦後ドイツとオーストリアは平和条約によつて、リュクサンブールの中立制度の廃止に同意したが、中立化に関するロンドン条約の廃止は行なわれなかつた。一九二〇年十二月十六日リュクサンブールは国際連盟に加入を許されたが、加入申請に当り、リュクサンブール政府は、(一) 国際連盟保障の下に従来の中立を保持したいこと、(二) 連盟規約第一六条の制裁参加義務を免除されなくとも差支えないこと、(三) 連盟理事会の命ずる軍隊の通過を許すこと、(四) 連盟に反抗する国に対する経済上または金融上の報復手段に参加すること、(五) 但し連盟が共同に従事する軍事行動に参加を強要されたり、または外国の侵略に対し武器をとつて自国領土の防衛を強要されないことを要請した。

しかるにその後間もなく、リュクサンブールはこれらの留保を撤回し、連盟規約特に第一〇条が加盟国に課した一切の義務を受諾する旨を通告して、連盟加入を許された。ところが一九二三年四月二十八日、リュクサンブールは国際連盟に対し、「一八六七年のロンドン条約は依然として有効であつて、リュクサンブール大侯国に永世中立の義務を課している。この中立は厳かに憲法第一条に宣明されている。リュクサンブール大侯国は独立、不分割、不譲渡の永世中立国」であると通告した。

第二次大戦のドイツによるリュクサンブールの中立侵破は、第一次大戦当時と同様であつた。今日は事実上伝統的な中立的地位を放棄し、一九四四年十一月三〇日の法令により、「強制軍務制度」を採用し、それに必要な憲法改正の手續が一九四八年四月二十八日、議會を通過した。この軍隊はブラッセルス条約（一九四八年三月十七日調印）および北大西洋条約（一九四九年四月四日調印）に基いて設立された軍事組織に編入されている。

以上、永世中立の歴史を回顧して学びえた教訓は、スイスがヨーロッパ累次の戦争にかかわらず、よく中立を堅持した理由は、スイスの中立を「保障」した条約の成果というよりも、主としてスイス人の旺盛な国防意識と周到な自衛組織によることである。またベルギーとリユクサンブルが二回にわたって中立を侵害され、しかもその中立を破った国は、両国の中立保障国それ自身であったことは、大国が自己の利益の命ずる場合、保障条約上の義務など、たちまち作戦の必要に隷属せしめられることである。殊に永世中立制度を生むに至った事情には、それぞれ歴史上の必要があつてのことで、ソ連が自己の利益のみを本位として、日本と西ドイツを「永世中立国」化とんとしても失敗することはもちろん、両国を東西プロックのどちらにも所属しない「中立主義」の国にすることも成功しない理由はここにある。日本と西ドイツに対するソ連の中立化工作、両国からアメリカの勢力、特に軍事的勢力を駆逐せんとすることが唯一の目的であつて、あわよくば、ソ連自身がアメリカの地位に取って代わらんとする野望に外ならないことは、識者を待つて知ることではない。

四 第二次大戦後に新たに生まれた「永世中立」と名乗る国にオーストリアがある。しかしその永世中立はスイスベルギーなどのごとく、大国間の「集团的条約」による「保障」がないため、古典的意義における国際法上の正式な永世中立国の定義には該当しない。さりとてアイスランドやローマ法王国のごとく、単純な一方的宣言による自己中立化の国とも異なっているわけは、オーストリアの一方的中立宣言はソ連との約束に基づくもので、ソ連の「保障」はないが、ソ連との関係においてはその一方的宣言を勝手に撤回しえない義務を負っているからである。

オーストリアは、第二次大戦後、十年にわたる、英米仏ソ四大国の占領から脱却して、独立を回復する条件とし

て、専らソ連の要望に基づき、一九五五年十月二六日、「永世中立」に関する国内法規を制定（同年十一月五日発効）し、その第一条に「外部に対し永久に独立を確保するため、かつ自国領土を侵されないため、オーストリアは自己の自由意思により永世中立を宣言する。オーストリアは一切の手段をあげて永世中立を維持防護する。永久の将来にわたりこの目的を確保するため、オーストリアはいかなる軍事同盟にも加入せず、またその領土内にはいかなる外国の軍事基地の設置も許さない」とある。

オーストリアのいう「永世中立」の内容は、「軍事同盟不加入」と「外国軍事基地不許可」の二つを一方的に声明したもので、この声明は対外的にはソ連に対してのみ法的効力をもつにすぎない。オーストリアは各国政府にこの国内法規を送ってその「承認」を求めた。日本政府も一九五五年十一月十六日これを承認した。スイス型の永世中立には、大国間の集团的条約による「承認」の外に「保障」が不可欠の要件である。オーストリアの永世中立には承認のみで保障は存在しない。その最も有権的な証拠はアメリカ政府の公文に発見される。一九五五年五月二七日、アメリカ國務長官が大統領に提出したオーストリア条約に関する報告書（この報告書は大統領から批准のために上院に送付するもの）によると、「一九五五年四月十五日オーストリアとソ連との間に結ばれた協定には、オーストリアが領土の不可侵と保全とに対する、英・米・仏・ソ四大国の保障を希望したとあるけれども、アメリカはそんな保障を与えなかった。オーストリア条約の成立は四大国によるオーストリアの領土保全の保障を条件としたものでない」とある。更に同年十二月六日オーストリアの国内法規を承認したアメリカ政府の公文にも、「右の法規に定義されているとき永世中立を承認」すると念を押し、永世中立の意義を前述の二事項に限っている。殊に一九五五

年五月十五日調印の「独立民主国としてのオーストリアの再建のための国家条約」(平和条約に該当する)第一条にも、「主権、独立、民主国」とはあるが、「永世中立国」とも単なる「中立国」ともいう文字は発見できない。

一九五五年十二月十四日オーストリアは国際連合に加入を許された。スイスの永世中立が国連憲章と両立しないにかかわらず、何故オーストリアの永世中立は両立するのかとの疑問が起った。その回答は国連憲章の下における制裁は、安保理事会と「特別協定」を結んだ加盟国が、安保理事会の要求によってのみ行われるのであって、オーストリアは安保理事会から、かかる協定締結の免除を期待しうる国柄だからというにあった。

なおオーストリアの永世中立の意義に関し一九五六年十一月二日フィゲル外相は国連総会での演説において、中立それ自身が目的ではなく、中立はオーストリアの独立と領土保全とに役立たねばならないこと、オーストリアの中立は「武装中立」であって、攻撃をうけた場合には、自国を防衛する用意があること、またオーストリアの中立はイデオロギー的性格をもたないこと、その中立はオーストリアの国家を拘束するが、個々の市民が自由に意思を表現(たとえば反共的言論)する憲法上の権利を制限しないと強調した。オーストリア政府自身も、一九五六年十月二八日ソ連に対し「人道上」の見地からハンガリーに流血の惨事をやめるよう訴え、また同年十一月九日国連総会がハンガリーから、ソ連軍の撤退を要求した決議に「賛成投票」を行い、これらの行動がいずれも、オーストリアの永世中立と抵触しないことを明らかにしている。

五 一九五四年七月二一日の、ジュネーブ会議最終議定書第五項によると、「会議は南北に分割された両ベトナムが、いかなる軍事同盟の当事者にもならなければ、いかなる外国の軍事基地も設置しないとある停戦協定の条項を了承」

するとともに、「會議はカンボジアとラオスの両政府が、国連憲章の原則、ラオスの場合は停戦協定の原則に、合致しない軍事同盟に参加しないこと、また安全の脅威されない限り、外国軍隊のために基地の設置義務を負う協定を結ばないとの両国政府の宣言を了承」するとある。「中立」なる文字は発見されないが、内容はオーストリアの永世中立と全く同様な二つの事項を定めたものである。しかしベトナムの場合はこれら二つの事項が、停戦協定に規定され、ラオスとカンボジアの場合は一方的に宣言したことを、それぞれジュネーブ會議に参加した大国が「了承」していることは、オーストリアの場合よりも中立性がより広く国際化されているといわざるをえない。

六 一九六二年七月二三日のジュネーブ會議議定書によると、ラオス政府は、(一)軍事同盟その他ラオスの中立と両立しない、いかなる協定も結ばないこと、(二)ラオスは外国に軍事基地の設定を許さないこと、(三)ラオスの領土を軍事的または他国への内政干渉の目的に使用することを許さないこと、(四)東南アジア同盟機構(シアトー)を含む、いかなる同盟または軍事的連合の保護をみとめないことを「声明」し、これに対し米・英・仏・ソ四大国の外、中共、ビルマ、カンボジア、タイ、南ベトナム、北ベトナム、インド、カナダ、ポーランドの合計一三カ国が、ラオス政府のこの声明を「歓迎」するとともに、ラオスの主権、独立、中立、統一、領土保全を「承認」し、これを「尊重かつ順守」と宣言し、これに対し侵害または脅威ある場合、一三カ国は右の原則の順守を確保するため、ラオス政府並にかれら相互間に「合同協議」を行う約束を行っている。一九五四年には一方的宣言であったが、一九六二年には「中立」なる文字も現われ、ラオスの中立を侵す国があった場合には、合同協議を行う義務を負っている。ラオスの中立はオーストリアの永世中立よりも、一步スイスの永世中立に接近しているともいえる。

第四項 不侵略条約と中立条約

戦争を回避するため中立条約または不侵略条約が利用される。不侵略条約とは甲国と乙国が一定の期間、「相互」に攻撃を行わない双務的な約束であるが、中立条約は甲乙兩國のいずれか一方が、第三国と戦争状態に入った場合、他方がその一方を攻撃しない約束であつて、戦争の存在を前提とし、第三国を必要としてのみ発動する点に差異がある。「不侵略条約」は締約国の双方が侵略の可能性をおそれ、しかも双方とも戦争をさげんとする場合か、一方のみに侵略の可能性が存在し、他方を油断させるがためか、他方が第三国と結合することを防止するためかに結ばれるが、「中立条約」は締約国の双方が第三国との戦争の可能性をおそれ、いずれか一方が現実に第三国との戦争に巻き込まれた場合、他方が敵国側への加担を阻止するのが目的である。ソ連のコセフニコフ教授は「中立条約とは、締約国の一方と第三国との間に発生する戦争に、他方が参加しないことを約束するか、または一定の領土を軍事上の作戦の舞台か、軍事的基地にしないことを約束する契約である」と定義し、「今日多くの国は平和運動を背景として、中立を平和的共存の一形態とし、帝国主義諸国が設けた軍事的ブロックへの不参加としている」との説明を加えている。「定義」の末段はオーストリア、ベトナム、ラオスの中立を指し、「説明」の末段はソ連がインド、インドネシアなどの中立主義を認めざるをえなかつたことを意味する。なお中立条約と不侵略条約とは、ソ連が建国以来、殆ど排他的に利用し乱用した、外交方式の双璧である。

第二節 外交政策上の中立主義

第一項 中立主義の意義

第二次大戦後主としてアジア、アフリカに生れた八十に達する新独立国間に唱えられる、「中立主義」(neutrality)なるものは、中立の文字を使用しているけれども、国際法上の中立制度(neutrality)とは全然異なった観念であつて、戦争の存在とは関係なく、平時における外交政策上の方針を指し、具体的にいえば、共産主義国間の軍事同盟にも参加しなければ(ユーゴのごとき)、自由主義国間の反共同盟にも加入しない国(インドのごとき)の地位を意味する。しかしこの言葉の用法の非合理性は、冒頭にネール首相が指摘した通りであつて、かれはインドの地位を形容する場合、特に「中立」なる語をさけ、「ノン・アライメント」(non-alignment)すなわち東西どちらの系列にも所屬しない意味の言葉に代えている。今日この言葉は日本では「非同盟」と意識され、ジャーナリズムの言葉になつてゐる。

アジア、アフリカの新興国がとつた中立主義の始祖といわれるネール首相は一九五五年のバンドン会議において、「私は両ブロックのどちらにも所屬しない。私は世界になにが起ろうとも、そのどちらにも所屬したくない。私は何人も恐れない。インドは他国の友情以外には何人にもたよらない。インドは自分自身にたより、他のいかなるものにもたよらない。われわれはあるがままの事態に直面しなければならぬ。すなわち両ブロックのどちらが、どんな軍備を持つと、戦争を行えば、目的は達成しえずして、廃墟に終る結果に導くことがそれである。故にわれわれが解決しなければならぬ最初のことは、戦争をさけねばならぬことである。第二にわれわれはアジアの諸

国全部が結束すれば、大国が戦争を始めることを阻止できるかを考えねばならない。もし大国が戦争せんとすれば、われわれはそれを阻止することはできない。しかしわれわれはそれに差をつけることはできる。たとえ一国でも、両ブロックの勢力が均等にバランスしていれば、それに差をつけることはできる。私の関すん限りどんな戦争が起ろうとかまわない。インドは自衛のための外は、戦争には参加しない。もし私がブロックに加入すれば、私は自己の存在を失う。もし世界が二つの大ブロックに分割されれば、その結果はどうなるか。不可避的な結果は戦争である。故に世界においてどちらのブロックにも所属しない、とよばれる地域を減少する措置は、すべて危険であって戦争に導く。それは軍事力をもたない諸国の、目標や均衡や世界観を減少することになる。あらゆる同盟条約はそれに加盟した国に、安全をもたらさずして、不安全をもたらしている。かかる条約は原子爆弾をもたらしている。かかる条約は安全感を生ずるかも知れないが、それはニセの安全であつて、そんな安全にさそい込まれるのは悪いことである。二つの巨人は、向い合つて立ち、互におそれている。今日の世界はこの二巨人の存在するためのみではなく、原水爆時代の到来によって、戦争の理念も平和の理念もすべて一変した。われわれは過去の時代の条件で考えたり行つたりしているが、將軍たちや兵士たちが、過去においてなにを学ぼうと、この原子時代には不要である。さてわれわれアジア、アフリカ諸国は、消極的に受身で行かんとするのか、それともどちらかの側にバランスを顛覆さす措置をとらんとするのか。そんな措置は安全問題にならない。もし戦争になり、もしまた原子爆弾が落下すれば誰がわれわれを保護してくれるのか。われわれはヨーロッパの紛争、ヨーロッパの悩み、ヨーロッパの衝突に引込まれ、結びつけられんとするのか。私はヨーロッパ、アジア、アフリカで誰ともケンカをしたくない

が、もし他国がケンカをした場合、なぜ私もケンカをしなければいけないのか、なぜかれらのケンカや戦争に引きずり込まなければならないのか。私はそんなケンカから離れ、ケンカをしないという、われわれの意思を行使したい。私はわれわれが世界に偉大な影響力を行使しえないことをよく知っている。しかしわれわれの影響力が増大することは疑いない。現に増大しつつある。われわれは今日といえども、若干の影響力を行使できる。われわれの影響力が、大きかろうと小さかろうと、それは正しい方向、雲りなき目的と理想と目標をもつ方向に行使しなければならぬ。それはアジアの理想を代表し、アジアの新しいダイナミズムを代表する。もしそれを代表しないものであれば、一体われわれは何者であるのか。ヨーロッパ人か、アメリカ人か、ロシア人かのコッピナーなのか。われわれはアジア人であり、アフリカ人である。それ以外の何者でもない。もしわれわれがロシアかアメリカかその他のヨーロッパの陣営の仲間であるとすれば、それはわれわれの威厳、われわれが新たにえた独立、新たにえた自由、新しい精神、新たにえた自信にとつて、あまり名誉にならない」と中立主義の意義とその必要性は、大国間の戦争に巻込まれたくないこと、中立主義諸国が結束すれば、第三勢力として大国間の戦争阻止に一役演じうること、中立主義国は旺盛なナシヨナリズムに支えらるべきことを明かにしている。しかしかれの高遠な中立主義哲学も、やがて勃発した中印国境戦争で破産し、かれはその敗戦の責任を痛感、失望して早世した。

アイゼンハワー大統領は一九五六年六月六日の記者会見で「各国が中立主義をとる権利を守って、軍事同盟をさげようとする決意は自然であり、また慎重なことですらある」と、中立主義が軍事同盟に加入しない外交政策を意味することを明かにしている。三日後の六月九日ダレス國務長官が、「中立主義は時代遅れの観念であり、極めて例

外的な場合を除いては、非道徳的かつ近視眼的な観念である」とのべたことは、長官の信仰に基づく発言であって、中立主義を「時代遅れ」と評したわけは、国連の集団安全保障主義と両立しないからであり、また「非道徳的」と酷評したわけは、「共産主義」を「悪」と確信するかれの立場からは、やむをえない発言である。

マクミラン首相は一九六〇年十月十五日イギリス保守党大会において、「今日の世界は対立にみちている。東西の対立、共産世界と自由世界、先進国と低開発国、民主主義国と非民主主義国の対立がそれである。フルチョフ首相は更に、世界を共産主義国と資本主義国と中立主義国との三つのブロックに分けている」と前提し、「世界には中立主義国家群なるものがある。軍事同盟のどちらにも加入しない国のことをいう。イギリス連合にはノン・アライメントの政策をとる国がある。しかしかれらは共産主義には反対している。このことはイギリス連合以外の軍事グループに所属しない国にも妥当する。すなわち軍事的にはコミットしないが、精神的にはコミットしないわけではない（オーストリアがその適例）。この意味で本当の中立ブロックなるものは存在しない。これらの国には大國間の戦争に卷込まれたくないという一念で中立である。逆説的ではあるが、西欧側の力のお蔭がなかったならば、これらの国の中立は重大な脅威をうける。ナトー、シアトー、セントーのお蔭がなかったならば、特に西欧側の決意のお蔭がなかったならば、どこまでこれらの国が中立的立場を保持しうるかは疑問である。ナトーが生まれなかったならば、またアメリカ、カナダ、イギリス、フランスがナトーを放棄したならば、これらの国の自由と独立は、どうなるであろうか」と極めて割切な分析を行っている。一九六〇年十月十日フルブライト上院外交委員長は東京の記者会見で、「日本の中立主義（こういう言葉が適当か否か、わからないが）は、民主主義と共産主義のイデオロギ

一上の中立という意味ではない。世界には民主主義と共産主義との、どちらを選択するか態度を決めない国もあるが、日本はそうではなく、民主主義を信奉している。ただ戦争、特にアメリカと共産諸国との戦争に卷込まれたくないと希望し、軍事同盟をきらっている意味の中立に外ならない」とある。日本が軍事同盟に参加したわけは、参加によって大国間のバランスを図ることこそ、戦争防止の最効果的方法と信じたことと、日本自身大国間の争奪戦の対象になっていくとの自覚に基づくのである。

中立主義は自由世界にのみ繁茂する可弱い植物であつて、次の三つの要素に依存しうる場合にのみ生存する。第一は中立国自身が容易に侵略者に屈服しない強靱な意思の持主たること、第二は終局的には自由世界の支持を暗黙に期待しうること、第三は中立国が独立の地位を保持しうる地理的、政治的背景をもつことである。第一の資格をもつ国にはスイス、スウェーデンなどがある。一九五五年ユーゴの国防相は「いかなるブロックにも加盟を望まない国は、防衛力の強化に特別の関心を払わねばならない」と警告した。一九六〇年九月スカルノ大統領はアイゼンハワー大統領に対し、「われわれが中立主義などと、贅沢なことをいえるのは、最終的には自由世界、特にアメリカの援助を期待しうるからである」と卒直に真実を告白した。なお中立とがなり立てながら左寄りで、共産圏とのみ国交をもつ国もある。

第三節 日本の中立化問題

第一項 マッカーサーの發言

日本における中立思想には三つの源泉がある。いずれも外来思想であつて、それが慘胆たる敗戦直後の日本人の心理を微妙にとらえ、やがてそれが人為的に育成され、広く深く根を張るに至つた過程は必ずしも簡單でない。最初の輸入者は占領軍最高司令官マッカーサー將軍であつて、「日本は極東のスイスたるべきだ。日本はスイスが中立になつたと同じ理由で中立たるべきだ。どちらの側と結んでも日本人は破滅することになる」と日本に説教したことがそれである。スイス中立の歴史を歪曲もしくは無視した、非現実的な發言にもかかわらず、かかる發言が大敗戦に打ちのめされ、戦争はもうこりこりだという、深刻な厭戦思想に押潰されていた当時の、日本人の心理を強くとらえたことは、決して不自然ではなかつた。殊にこの思想がポツダム宣言に基づき、日本人の間から軍国主義の思想を一掃する使命をもつた、マッカーサー司令部の意識的政策によつて、大いに發達助長されたのみならず、ポツダム宣言の命ずる日本の完全武装解除は、占領軍の起草にかかる日本国憲法第九条に規定する「戦争の放棄」、「戦力の不所持」、「交戦権の不承認」という、三重の厳しい形式をとつて、法的に恒久化されたことによつて、ますます促進された。しかしマッカーサーの夢は一九五〇年朝鮮に対するスターリンの赤裸々な侵略によつて無慘に破られた。一九五三年十一月東京訪問のニクソン副大統領が、日本に憲法第九条を押付けたのはアメリカの誤りであつた、と告白したは後の祭りであつた。七年間つづいた占領は、日本人をして日本自身の運命に対する関心を失わしめ、外部の世界がどうあろうと、日本には無関係だ、との逃避哲学に耽けらしむるに至つた。アメリカと安保条約など結ぶと、世界的に展開されつつある、自由世界と共産世界との戦争に巻き込まれるから、そんなものに掛

り合わないのが賢明だとの哲学がそれである。しかし今日のごとく、世界が狭くなり、近くなり、密接になった時代に、日本のような重要な戦略的地位にある大国が、中立の山陰で逃避的生活に耽ることは、たとえ日本人自身も希望しても、世界的な権力均衡の上から許されない。このことはドイツについても同じことがいえる。東京の真只中で、共産主義者のエリートが、モスクワと北京の声援と拍手のうちに、大胆なデモを展開し、狂暴な破壊活動をほしきままにしていることこそ、逃避哲学の破産以外のなにもでもありえない。

第二項 ソ連の中立押売り

中立思想の第二の輸入者はソ連であつて、サンフランシスコの平和会議でソ連が提出した二つの修正案がその発端である。その一は日本に外国の軍隊も基地も許さないこと、その二はソ連や中共を対象とする軍事同盟に加入してならないことがそれである。この修正案が拒絶されると、ソ連は戦術を転換して、米軍が事実上日本に駐留しえない「基地の撤去闘争」を展開し、日本は独立を回復しながら、外国軍隊の駐留を許すことは、独立の実を失うものと宣伝し、巧みに日本人の衿持を呼び起す心理的效果を狙つた。宣伝は奏功して「職業的基地闘争業者」すら出現している。

一九五八年十二月二日ソ連政府は、日本政府が安保条約の改定交渉を開始するや、公式に「日本の安全は再軍備と戦争を拒否し、中立を守る可能性を日本に与えた、日本国自身の憲法の規定を厳格に順守することによって、最もよく保障される。日本の自主的平和愛好の政策、この中立の道こそ、国家の真実の独立と、真の安全保障の確立

をもたらずものである。ソ連政府は日本による中立政策の実施が、極東における平和と安全並に国際的承認をえた平和共存の五原則に基づく、国際協力の増進に重要な建設的寄与をなすものと考ええる。ソ連は日本の中立を尊重する旨の厳粛な誓約をするというをまたない」と巧みにアメリカから離れよ、との干渉的申出を行い、いよいよ新安保条約が調印されると、一九六〇年一月二七日、更に日本政府に対し、「ソ連は他の列強とともに、日本の中立に必要な保障を与える用意がある。ソ連政府はソ連、中共、日本の三國間に、平和友好条約を結び、アメリカその他の太平洋諸國を、これに参加せしめることを主張する」と申出で、新条約の批准を阻止せんとする工作に乗り出し、四カ月後の一九六〇年四月二二日、三度、日本政府にこの主張を繰返した。

一方、フルシチョフ首相は安保条約改訂に関する日米交渉の途中、一九五九年四月二〇日、安保条約廃棄後における日本の安全保障方式に関し、本多良介（ソ連通信社専務理事）の質問に答えた形式において、具体的に次の五種類のいずれかによることをあげ、これをモスクワ発行の英文雑誌を通じ全世界に公表している。

- 一 ソ連は日本の永世中立を尊重かつ順守する保障を与える。保障の形式に関し、適当な協定を結ぶ問題は、日ソ兩國間または日中（中共）ソ三國間で、具体的に討議すればよい。
- 二 ソ連はまたアジアの他の関係諸國とともに、日本の中立の集団保障にも参加する。
- 三 ソ連は日本の中立の集団保障にアメリカが参加することに反対しない。
- 四 日本の中立を確保する一方法は、米・ソ・日・中（中共）四國間に、平和友好条約を結び、他のアジアおよび極東諸國にも参加を許すこと

五 日本が国連による中立保障を望めば、ソ連はこれを歓迎する。

日本人の圧倒的多数が潜在的侵略者と恐れているソ連や中共から、日本の安全を「保障」され、枕を高くして眠りうる無神経な日本人はいないはずである。それはネコに安全を保障されて、危険を感じない愚かなネズミがいなのと同断である。ロシア人が有名な条約違反の常習犯人たることは天下の常識である。そんな国からいくら「誓約」されても、第二次大戦の末期に中立条約を破って戦争を仕掛けられ、熱湯を吞まされた日本人は、そんな「誓約」に一億国民の生命を託すほど健忘症患者ではない。しかしソ連の日本中立方式は、後述する日本社会党の安全保障方式の「原型」を構成する意味において極めて重要なことである。ソ連は現行の安保条約が、調印されてから発効までの、百五十日間に、日本政府に六回公文を送り、「しかも核攻撃の報復を脅威しながら」米国との軍事関係を切断して、中立の地位をとれと執拗に主張した。ソ連の対日心理戦争で最も成功したことは、日本人に戦争特に核戦争を恐れしめ、厭戦思想を育成し、独立の矜持に訴えて、反米思想と中立思想を浸透させたことである。

ソ連政府の中立申出に対する日本政府の回答は「ソ連の勧奨する中立の諸方策は、日本が自らの安全保障のため選んだ基本的立場と背馳するので、受入れえないこというまでもない。日本は現下の国際情勢において、殊に第二次大戦終了後、極東に起った諸事態（中国本土の共産化と朝鮮戦争）を考慮するとき、自国の安全を確保し、極東の平和を維持し、ひいては世界平和に貢献するため、安保条約に基づき米軍の駐留を必要と考える」とある。当時ロンドン・タイムズ紙は「ソ連と中共が、日本を圧迫すれば、中立政策を採用せしめうると考えたのは、誤りであることが立証される。中立政策は日本の威厳および安全と一致しない」との正論をのべた（一九五九年五月十九日）。

(注) 一九三九年ソ連はエストニア、ラトビア、リスマニアの三独立国と相互援助条約を結び、同年十月モロトフ外相はソ連の最高会議で、「われわれは完全な相互主義の下にこれらの条約を誠実かつ正確に順守する。バルト三国のソ連化などというのは、全くたわごとであつて、われわれの共同の敵と反ソ挑発者の利益に奉仕するのみ」と公然声明した。しかるにその舌の根の乾かぬ一九四〇年三国は無惨にも強制的にソ連に併合され、欧州の地図から姿を消し墓場に埋没した。アイゼンハワー大統領は一九五九年の年頭教書で、「アメリカ人は歴史的に条約を神聖なものとして尊重するが、共産主義者の理論と実践によると、条約は反故紙同様のものである、という苦い教訓を学んだ。故に共産主義者を当事者とする条約には、条約自体内に、自動的な実施機構が存在しない限り、アメリカは信頼をおきえない」と声明している。

第三項 日本社会党の中立論

日本における中立思想の第三源流は、日本社会党であるが、残念ながら、かれら自身の頭脳から出た思想ではなく、全然ソ連の日本中立方式の受売りでなければ、焼直しにすぎない偽造品たることは、社会党案とソ連案とを比較すれば、三歳の童子も欺きえない。社会党は日本の「非武装中立論」の根拠として、戦争の放棄、戦力の不所持、交戦権の不承認を規定した日本憲法第九条を得意然と表看板にしているが、これとても前述の一九五八年十二月二日のソ連政府覚書の発想を窃かに借用したものに外ならない。しかし憲法第九条は社会党が解釈することく、ガンジー流の無抵抗主義を規定したものではない。「戦力不所持」の規定は決して「無条件」の不所持ではなく、「前項の目的を達するため」との「条件付」であつて、この「十一字」におよぶ憲法の文字を全然存在しないかのごとく、また全然無意味なものかのごとき解釈は許されないはずである。憲法は「国際紛争を解決する手段としての戦争」

を放棄している。「その目的を達するため」に「戦力」の所持を命じたのであって、自衛のための「戦争」は放棄しておらず、従つて自衛戦争の場合における「交戦権」の行使には、憲法はなんら障碍を構成しないと解すべきである。

砂川事件に対する最高裁判所の判決によると「憲法第九条は戦争を放棄し、戦力の所持を禁止しているが、これによつて日本が主権国として持つ固有の自衛権は、なんら否定されたものでなく、日本憲法の平和主義（第九条、第九八条二項、前文）は、決して無防備、無抵抗を定めたものでない」と述べ、「日本が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするため、必要な自衛のための措置をとらうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわざるをえない」と結論している。（注一）

社会党は日本の非武装中立論の第二の根拠として、「現実問題として非武装中立の方が、日本の安全のためプラストの確信にある」と主張している。この「現実」に基づく「確信」なるものを構成する思想的背景には、凡そ八種の要因をあげうる。第一はソ連と中共は、鳩のごとく天使のごとき、平和愛好国であるから、他国を脅威したり、侵略するような不法行為は、社会主義国としての性格と相容れない。故に日本が丸裸の状態をつづけても、絶対に侵略をうけるおそれはない。日本が自己防衛のため、中ソを「仮想敵」として米国と軍事同盟を結ぶことは、ソ連、中共を刺激する有害無益な仕業であるのみならず、却つて危険を招くとの信念である（注二）。一九六〇年日本を訪問したドイツ社会党議員は「日本社会党は、オトギ斬の天国に遊んでいる」と評した。第二はソ連の経済力、軍事力は既にアメリカに追つき追越している。故に強いソ連を袖にして弱いアメリカと同盟することは危険千

万との信念である。米ソの力の比較に関する世界的評価は日本社会党のそれと異なっている。第三は日本が安保条約を廃棄して日、米、ソ、中四国で構成する日本の新保障体制に同意すれば、ソ連政府の覚書にいうごとくソ連は忠実にその約束を守り、日ソ中立条約を破つて日本に戦争を仕かけたような不法行為は繰返さないとの信念である。アイゼンハワー大統領は一九五九年一月九日の年頭教書で「われわれアメリカ人は歴史的に条約を神聖なものとして尊重するが、共産主義者の理論と実践によると、条約はホゴ同様のものとの苦い教訓を学んだ。故に共産主義者を当事者とする条約には、条約自体のうちに自動的な実施機構が存在しない限りアメリカは信頼をおきえない」と述べている。これが自由世界共通の判断でもある。第四は世界的権力政治の上で、中共は軍事的にも経済的にもアメリカと等価値の存在であるから、アジアの一員たる日本にとって、中共はアメリカにまさる貴重な存在でなければならぬとの信念である。日本社会党の中共観はアジアの他のすべての中共隣接諸国の中共観と異なっている。第五は社会党は社会主義者の集団であるから、資本主義（その最高発達段階が帝国主義）の総本山たるアメリカよりも、社会主義の理想的目標たる共産主義の二大総本山たる、ソ連と中共に親近感を持ち、思想や感情を同じうする者が、行動を共にするのは当然ではないかとの信念である。中ソどちらに師事するかに迷っている。第六は日本の憲法で戦争を放棄しているから、戦争の可能性を前提とする軍事同盟は憲法が許さないととの信念である。しかし日本と同様に、憲法で戦争を放棄しているイタリアは安保条約と同性格の北大西洋同盟条約の参加国であり、またフィリピンも東南アジア同盟条約および米比安保条約の参加国であるが、両国では日本のような違憲問題の起つたことはかつて聞かない。第七は安保条約で日本が提供した基地は、治外法権の場所であるから、日本は基地の存在

する限り、独立国とはいえないとの信念である。しかしアメリカはイギリス、ドイツ、イタリア、スペイン、オランダ、トルコなど全世界の三〇カ国に二、七〇〇の基地（四千平方マイル）をもっているが、これらの諸国が独立を失ったなどというがごとき愚かな話は聞かない。かれらは賢明にも基地の提供は自国防衛のために支払う代価と解釈している。第八は安保条約は戦争への危険を増大するとの信念であるが、この信念も十八年前グロムイコがサンフランシスコ会議で「対日平和条約は極東に新しい戦争の準備のための条約だ」と毒付いた言葉に源を発している。しかしアメリカが個別的または集団的に安保条約を結んでいる国は、日本以外に四十二カ国あつて、世界の大国は、ソ連を除けば、全部加盟している。なぜイギリスやドイツやイタリアが、アメリカと結んだ軍事同盟は戦争の危険を増大せず、日本とアメリカとの条約のみが、そんな危険性をもつのか。無知は虎よりも恐ろしい。「ローマを滅したものは北方の蛮族でなく、ローマ自身であつた」との教訓がある。日本社会党がイギリスやドイツなど先進国の社会党なみに、成長が期待できるか否か重大疑問である。これを要するに日本社会党の国防観は、現実政治の上からいうと、日本にとつて「自殺哲学」以外の何物でもありえない。

社会党は「中立」という魅力ある言葉を使っているが、スイス、オーストリア、スウェーデンなどの中立が、旺盛な国防意識と自衛措置とに立脚するのは全然ちがつて、オトギ訥的な、高度の非現実性の「非武装中立」という、百年以前リユクサンポールに課せられた永世中立と同種のを、日本が自ら進んで選択せんとするのである。しかも中立とは仮面であつて、アメリカとの軍事関係を切断する口実にすぎず、やがて共産陣営に飛込まんとする、過渡的性格のニセ中立に外ならないことは、誰人よりも社会党自身が最もよく承知している。

(註一) マッカーサー司令官は幣原内閣の松本國務相が立案した日本国新憲法案が気に入らないため、司令部独自の案を起草することに決し、一九四六年二月一日、これだけは必ず日本の新憲法に入れるようにと、八項目から成る手記をホイットニーに渡し、至急司令部案の起草を命じた。その手記のうち現行憲法第九条に採用された部分には「国の主権としての戦争は廃止する。日本は紛争解決の手段としての戦争、日本自身の安全を保持するための戦争をも廃止する。日本はその防衛と保護を今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本にはいかなる陸海空軍も許されない。日本軍には交戦者のいかなる権利も与えられない」とあった。同年二月十三日午前十時ホイットニーは吉田外相に司令部案を提出すると同時に「天皇制の保持には司令部案のような憲法改正案を、日本政府が提出することが、その目的を達するため必要だ。これがなければ天皇の身体の保障はできない」ので、「司令部の基本原則および根本形態を同じうする改正案を速かに提出されたい」と命じた。しかし松本國務相は二月十八日松本案の再説明書を司令部に提出し松本案の採用を求めたところ、ホイットニーは「松本案は再考の余地ない。司令部案に則つて起草を進める意思の有無を二月二〇日までに回答せよ。回答がなければ司令部案を発表する」と厳命した。二月二十日を、二月二二日まで延期してもらい、二月二二日、幣原首相がマッカーサー司令官を往訪した結果、司令部の主眼は第一章の天皇を象徴にすること、第二章の戦争の放棄にあることを知った。翌二月二二日、松本國務相はホイットニーと会見し質疑応答の結果、第二章の戦争放棄の規定を前文に移すという、日本側の希望は認められないことが明らかになった。結局マッカーサー手記のうち「自衛戦争」禁止条項が削除され、「日本の防衛と保護」を「崇高な理想」に委ねる規定が前文に移されたまま現行憲法となった。日本社会党は現行憲法の第九条を「日本国民の殆んど総意」で生れたかのごとく錯覚しているが、当時の議会は司令部の息のかかった法案には、憲法はいうまでもなく、労働三法にしても、ただ拍手して賛成する外なかった。日本社会党はソ連の最高会議の議決をソ連国民の「総意」と見ると同一の幻想に陥っている。

(註二) 一九五〇年二月十四日ソ連と中共は、日本とアメリカとを仮想敵に仕立てた「中ソ同盟相互援助条約」を結び、それから四カ月後の六月二五日ソ連が組織し、訓練し、装備し、援助する北鮮軍が、突然三八度線を突破して南鮮に侵略を開始した。緒戦の成功にかかわらず、米軍の仁川上陸によって背後を断たれたちまちま壊滅したので、十月十六日中共の正規兵が「義勇軍」と称して鴨緑江を越え、延べ百万人の大兵を朝鮮に投入し約三年間スターリンの死去まで、アメリカを主力する国連軍との交戦がつづいた。中ソ連合(人口十億)による朝鮮の侵略を喰止めたアメリカ

は、長期的なアジアの防衛体制をつくる必要に迫られ、一九五一年八月三〇日フィリピン、九月一日オーストラリアとニュージーランド、九月八日日本との間に、三つの安保条約を一週間以内に結んだ。故に日米安保条約は他の二つの条約がそうであるごとく、専ら毛沢東とスターリンが連合して乗出した侵略政策に対し、日本の安全を守らんとする正当な自衛措置たることを、かくすことも、弁解することも必要ない。換言すれば、中ソ同盟と朝鮮戦争と日米安保条約との三者は不可分な因果関係にあつて、中ソ同盟なく、朝鮮戦争がなかったならば、日米安保条約は生れる必要はなかつたはずである。これが歴史の正しい解釈でなければならぬ。

第四項 共産主義と中立思想

共産主義のイデオロギーからいうと「敵か味方か」であつて、敵でもなく味方でもない中立の立場は、かれらが最も軽蔑する日和見主義者として許すべからざる存在である。レーニンによると「中立主義はブルジョアの欺瞞であり偽善である。資本主義と共産主義との死闘において、第三の道はありえないし、あつてはならない。そこには感情も許さない」とある。ソ連の大百科辞典によると「現在の帝国主義制度下における中立の地位は、中立国を戦争に卷込むことから防ぎえないから、いかなる条件の下においても、中立の地位は危険な幻想である。そのみでなく中立の地位は、事実において、侵略を正当化するものであつて、戦争の開始に役立つ一つの要因である」とすら定義している。フルシチョフ首相は一九六〇年七月六日オーストリアのクラークンフルトでの演説で、「オーストリアには、中立国だから世界の大きな政治問題に介入する必要はない、との気分があるが、その見解は正しくない。中立とは世界から隔絶した山脈ではない。平和のための闘争は、すべての国民の問題であり、その闘争に中立であるならば、すべての国にとって恐るべき惨禍をもたらす、新しい世界戦争の惹起を許すかも知れない」と、ソ

連自身の要望で創造されたオーストリアの「永世中立国に、新しい解釈を提起した。毛沢東も一九四九年九月「垣根の上に坐っていることは不可能である。そこには第三の道はありえない。われわれは第三の道という幻想に反対する。中国のみならず全世界を通じ、例外なく、人民は帝国主義の側に立つか、社会主義の側に立たざるをえない。中立主義はカムフラージュにすぎない。第三の道は存在しない」と、中立主義を全面的に否定している。

ソ連はユーゴの中立主義を強く非難し、またハンガリーが一九五六年十一月二日オーストリアと同様な中立の承認を国連に要求すると、五万の軍隊と三千の戦車をもってこれを押潰し、ナジ首相を暗殺した。ルーマニアに対しては同国の中立化を唱導する者は、犯罪として「死刑」(一九五八年七月二一日刑法第一八七条一項)の嚴罰をもって臨んでいる。これらの事實はソ連が日本と西ドイツに対し、中立の押売りを繰返す魂胆も、真の中立を望んでいるのではなく、それが他の目的のためにする、手段に外ならないことを雄弁に立証する。

第五項 西欧社会党と中立主義

フランス社会党によると「中立は幻想であり危険である。それは真空状態をつくることによって、ソ連の侵略に道を開くからである。中立になれば、戦時には交戦国の双方から破壊される。平和の努力への発言権を失い、國際的に孤立する」とある。ノルウェーの社会党は「これまで中立政策をとってきたが、侵略の可能性ある大国の存在する限り、戦略上から中立は許されないと苦い経験を学んだので、ナトー条約機構に加盟した」と声明し、第二次世界大戦にドイツに侵略された苦悶の体験を語っている。デンマークの社会党によると「大国間の戦争に卷込ま

れるか否かは、個々の小国の願望によつて決定されるものではない。不侵略条約があつても、デンマークはドイツに占領されたので、中立は誤りだと知つた。友邦をもたない無防備の孤立よりも、ナトー条約機構に加盟して協力する」とある。永世中立国スイスと、中立主義をとるスウェーデンの社会党は、中立には多額の「国防費」を不可欠な要件とすることをたえず警告している。ドイツ社会党のブランド党首は一九六〇年十一月二四日、ハノーバーの党大会で、「社会党はナトー条約機構上の一切の権利義務に忠実たる宣言に絶対の約束を与える。ナトーを危殆ならしめるなにごともしない。ドイツ社会党が西ヨーロッパの弱体化を望んでいるというのは真実でない」と声明している。ナトーに該当する日米安保条約を、あらゆる方法で「危殆」ならしめつつある日本社会党とは鋭い対照である。一九六〇年二月十一日イギリス下院でロイド外相は、「現在の状況下でドイツの中立化政策は、アメリカ軍の撤退を意味し、ヨーロッパの中央部に真空状態をつくり、不安を増大する。中央ヨーロッパにおける「引離し政策」(disengagement policy)も、ドイツの中立化に導く。中立化されたドイツをして、ヨーロッパの中央部で、ソ連と西欧側とを張合わせ、漁夫の利を収めしめることは、大きな危険がある」とドイツの中立化に反対の理由を説明した。これら西欧諸国における中立主義反対論の根柢は、そのまま日本にも妥当する。特にデンマークとノルウェーの社会党がとつた見解は、血のにじんだ苦しい体験に基づく貴重な合理的結論であつて、現実に即し、日本人にとって好個の教訓でなければならない。

第六項 スウェーデン、フィンランドの中立

一 スウェーデンはスイスの場合とちがって、特定の強大国間の国際条約によって、中立を「承認」され、かつ「保障」された中立国ではなく、この国自身が選択し、自己の意志で続けてきたもので、いつでもその中立政策を放棄しうる性質をもっている。

事実、スウェーデンは第二次世界大戦後、デンマークやノルウェーとともに、北欧軍事同盟を結成して、中立政策を放棄せんとしたが、三国間の意見が一致せず、スウェーデンは再び伝統的な中立政策にもどり、デンマークとノルウェーは、北大西洋条約機構（ナトー）に加入することになった。

要するに、スウェーデンの中立は、自己の政治的判断のみによって、いつでも放棄しうる自由なものたる点において、スイスやラオスはもとより、オーストリアやフィンランドのごとき、実質上、他律的に定められた中立とちがっている。オーストリアの中立は、東西対立の背景の中で、独立達成のための唯一の選択であったし、フィンランドの場合もほぼ同様である。

スウェーデンはナポレオン戦争当時、一八一三年十月ライプチヒ戦役以来、今日まで長期間、二回の世界大戦にもかかわらず、克く中立を維持できたわけは、戦争には反対との強い国民的願望が、たまたまそれを可能にする国際的条件と合致したからだが、必ずしも平坦な道を歩んだわけではなく、クリミア戦争、プロシアとデンマークとの戦争には国内に主戦論の主張が強く、参戦の一手手前までゆくなど、中立維持が最大の危機に陥ったこともあり、殊に第二次世界大戦中ナチス・ドイツの強圧をうけ、完全武装のドイツ軍一個師団のスウェーデン領土の通過を認められた事件をはじめ、いくつもの中立義務違反を犯すまで窮地に追いこまれ、戦争参加が不可避と思われたが、政府

と国民の努力によつて、中立状態は中立主義違反にかかわらず存在するという意味で、中立を保ち得た苦しい経験をもっている。そんな苦しい経験から、スウェーデンは第二次大戦後、従来の中立政策を「重装備中立政策」に移行させた。そのわけは、平和を愛する北欧の小国を、侵略する大国はあるまいと、大国の善意を信じていたのに、第二次世界大戦中は、デンマーク、ノルウェー、フィンランドと軒並み、外国軍隊の軍靴に蹂躪されてしまったからだ。この意味で、スウェーデンの中立と軍備は、楯の両面となり、欧州においてソ連、英国に次いで第三番目の強力な空軍をもっている。しかし爆撃機は一機もなく、迎撃用の超音速戦闘機（国産）があるだけだ。軍艦にしても、そのまますつぱり、岩壁の中に待避できる要塞島になり、平時には駐車場に使用されているが、戦時には防空待避壕になることもよく知られている。

国民皆兵で、国防は軍隊だけの任務でなく、全国民の義務という、全体防衛の政策をとっている。そこには、単に過去の苦しい経験による軍事力の充実よりも、北欧の一角に軍事真空をつくらないことによつて、平和維持の責任を分担するという、現実認識があるわけで、平和のための軍事力維持という現実の必要性を、国民全体がよく理解しているわけだ。

小国の軍備は、侵略者が引合わない打撃を蒙むる可能性を、極大にしておく、抑止力理論なので、「針ねずみ理論」という、自らは刺さないが、襲う者の手は刺すわけだ。政府の公式立場は、「平和は尊い、しかし自由はさらに尊い、わが国の軍事力は、中立政策が侵される場合、一変して自由の楯となる、という表現になっている。これは与野党とも一致しており、国民の総意によつて支持されている。

かかる国防努力はスウェーデンが支払う保険料であるが、それだけでは十分でなく、外交政策による中立維持という再保険も必要となるわけで、スウェーデンが外交上の布石として、心がけている努力は、国連に対する熱心な協力である。スウェーデン出身のハマーシヨルド事務総長が、国連の発展につくした努力は高く評価され、スウェーデン軍がコンゴ、キプロス、カシミールのごとき、紛争地域の国連監視軍への積極的参加はよく知られている。こうした国連の警察活動に協力して行くため、スウェーデンは国連平和待機軍なる志願部隊を作り、いつでも国連の要望に協力できるような態勢を整えている。南アフリカの人種差別政策に反対、ギリシャの軍政権を非難、スペイン、ポルトガルの政治体制に対する批判など、国連内外で理想主義的、人道主義的立場から、独特の発言と行動を続けている。また軍縮に関する査察問題で、米ソが対立すると、核探知クラブ構想を提案して、米ソの妥協に寄与するなど活発に行動している。

それではかかるスウェーデンの中立主義が、今後どのような問題を抱えているか。「欧州の統合」が進むにしたがい、スウェーデン国内では欧州共同体に加盟することの是非が論議され、共同体が国家主権を制限する方向に動かざるを得ない点は、自我と個性の強いスウェーデン人には抵抗があり、参加による経済的利益と中立政策堅持の立場とのジレンマがある。また、中立政策が堅持できるか否かは、多分に国際情勢いかんによるが、特にスウェーデンの場合は、戦略環境や、地理的位置、外交施策の巧拙に依存するところが大きい。かりにフィンランドが完全にソ連圏に入った場合、スウェーデンのこれまでのような形での中立は、大きな試練にさらされ、けっきょく北欧の現状は、デンマークとノルウェーがNATOに入り、フィンランドが相互援助条約でソ連に結びつけられており、

その中間にあるスウェーデンが中立ということは、スウェーデンの中立が、心情的には西向きであることと、あわせ理解さるべきで、簡単にスウェーデンの中立というが、要約しただけでも複雑な側面を持つている。

二 現在フィンランドは、オーストリア、スウェーデンなどとならんで、中立政策をとっているが、これをよく理解するためには、同国の歴史をふりかえる必要がある。フィンランドは一二世紀にスウェーデン十字軍の遠征をうけ、次いで一三世紀の末ごろ、スウェーデンの一州となり、一八〇九年以降は、帝政ロシアの自治大公国となっていたが、一九一七年のロシア革命以後、共和国として完全独立を得た。かなり高度の自治を許されていたが、八世紀の長きにわたって外国の支配下におかれ、一七、八世紀には、フィンランド国民はスウェーデンの傭兵として諸外国を転々として戦い、あるいは国土そのものも外国軍隊に蹂躪される、という悲劇的な運命に耐えてきた。しかし、一九世紀に入ってから、同国の学者や知識人を先頭とする、熱烈な愛国運動が起り、一九一七年のロシア革命を契機として、ついに七六二年ぶりに、待望の独立を達成できたのである。

その歴史が示すごとく、フィンランドは西欧文化圏に属しながら、東の大国ロシアと、西の強国スウェーデンとの谷間にあつて、絶え間ない圧力に抵抗しながら、よく民族の自主性を失わなかつた国民なのだ。しかもその苦難はまだ完全に終つたわけではなく、二〇世紀になって二度にわたるソ連との戦争の後に、相互援助条約をもって超大国ソ連に結びつけられ、NATO加盟国たるデンマークとノルウェー、また中立国とはいへ西欧圏にあるスウェーデンなどの、西側近接の国とは距離をおいている。同時にまたフィンランドは北欧五カ国の一員として、北欧姉妹諸国の協議機関たる「北欧理事会」のメンバーたる地位をも占めておる。

かかる特異な条件の下で、中立政策を維持することは、決して生易しいことではない。外海の荒波を航行しなければならぬ、小舟のごとき悲壮な運命に似ている。この小舟の秀れた船長が、現大統領ケッコネンである。

フィンランド中立への経緯の発端は、一九三九年のソ連との「冬戦争」である。第二次大戦勃発と同時に、フィンランドは他の北欧諸国とともに、中立を守ろうとした（一九三二年締結のソ連・フィンランド相互不可侵条約があり、中立条項もあった）。しかるにこの年一月末、ソ連は、将来、対ドイツ戦争における戦略の立場との口実を下に、フィンランドに侵入を開始した。フィンランドは五〇万のソ連大軍を相手に、四カ月にわたる英雄的戦闘を続けた末、一九四〇年三月休戦し、領土の一部を失ったが、この時の勇敢なフィンランド兵士の善戦は、全世界的規模の同情と感嘆を巻起し、各国は義勇軍や、兵器や、資金の援助を行うまでになった。ところが、一九四一年六月、独ソ戦争勃発を契機に、フィンランドは失地回復を目的として、独ソ戦とは別個に、再びソ連と戦う、いわゆる「継続戦争」に入ったが、ドイツ軍の後退に伴い、泥沼の対ソ戦となり、悲惨な死闘の末、遂に再び一九四四年九月ソ連に降伏した。

降伏当時は、フィンランドのため非常に目ざましい活躍をしてきた、元帝制ロシアの高級将校マンネルハイム元師が大統領となり、ロシア通のパーシキビー首相とともに、戦後フィンランドの復興経営に当たることになった。対ソ戦によってフィンランドは八万の死者をだし、一九四七年の対ソ条約によって、さらに四万平方キロの領土を失い、また三億ドルの賠償金を支払った。間もなくパーシキビーが大統領に就任し、対ソ協調政策を基調としたが、それがそのまま現大統領のケッコネンに継承されている。これが世にパーシキビー・ケッコネン路線と呼ばれ

ている、フィンランドの対ソ外交政策の原点である。

それは、フィンランドは隣国ソ連を害するような行動は一切とるべきでないとの政策だ。更にこれを条約化したものが、一九四八年ソ連との間に結ばれた相互友好援助条約だ。この条約は一九七一年に二度目の延長をみて一九九一年まで有効となっている。現在の対ソ関係を規定しているのはこの条約であり、またフィンランドの中立を規定しているのも同じこの条約だ。しかしこの条約では、特に「中立」という明確な用語は使われていない。同条約前文にある「大国間の利害対立の局外に立とうとするフィンランドの願望を考慮して」という文言によって、同国の中立が保障されているわけなのである。

したがって「保障中立」ともいえないことはないが、保障国はソ連一国のみで、フィンランドが攻撃されたり、フィンランドの領域を経由してソ連が攻撃される場合には、攻撃者に対し共同に銃をとって闘うことを義務づけられている点は、スウェーデンの中立とは全然性格を異にしている。フィンランドの軍事力は、ソ連との条約で制限され、海軍は一万ト、陸軍は三万四千人、空軍は六十機という、ごく小さな規模で、その安全保障は、あげてソ連との友好関係に頼らざるを得ないこと明らかである。

本来、フィンランドは、西欧との接触を希望し、事実上、西側の一員でありながら、強大な隣国ソ連との地理的關係から、外交と国防上とに、死活的影響をうけねばならない宿命におかれている。

かかる対外政策は、そのまま国内政治にも反映し、フィンランド国民が、時として西側に接近しすぎると、ソ連から嚴重な警告が発せられ、一九五八年の社会党内閣の瓦解事件、一九六一年の軍事協議の申入事件（大統領選挙に

ら嚴重な警告が発せられ、一九五八年の社会党内閣の瓦解事件、一九六一年の軍事協議の申入事件（大統領選挙にケッコーネンを支持した事件）のごとく、フィンランド国民はあらためて自分達のおかれてゐる、厳しい現実を再認識しなければならなかつた。

要するにフィンランドのいかなる政權も、対ソ協調と中立政策の枠外に出ることはできない。一九六三年「北欧非核地帯設置案」を提唱したことや、北欧諸国の協議機關たる「北欧理事会」で、ソ連の代弁をすることは、この意味で理解されねばならない。一九六九年「北欧共同市場」の調印を拒否して、共同市場設立案を破壊したのも、またEFTAに完全加入できなかったのも、すべてこうした事情の延長線上で考えねばならない。スウェーデンはじめ北欧の他の姉妹諸国は、フィンランドのこの苦しい立場をよく理解している。

こうしたことから、フィンランドは、中立の名の下に、ソ連のいいなりになることを恐れ、むしろ積極的に自国の中立的立場を国際的に広く認めてもらふことで、中立の実質を高めようと努力しはじめている。キプロス国連監視軍に代表を参加させたり、全欧安保協力会議の開催地になったのも、こうした国際緊張の緩和と、平和の維持に貢献することによって、中立国としてのイメージを、国際間に定着させようとする意図に外ならない。

結 言

日本人が永世中立はもちろん、中立主義をも拒否して、全世界の他の四二カ国とともに、アメリカとの友好同盟を選んだわけは必ずしも単に軍事面の必要にのみよつたものでなく、経済的、政治的、社会的、文化的その他あ

らゆる面において、運命共同体を構成するアメリカを離れて、自由のうちに一億日本人の安全と繁栄は絶対的に期待できないからである。日本は二〇世紀の初頭二〇年間、世界のリーダーたるイギリスと極東平和の柱石たる日英同盟をつづけ、そのお蔭で国運を賭した日露、日独両戦役にも勝利を収め、世界の一等国の列に加わることでもえたのである。第二次大戦後の日本は、幸にも、世界で最も強い最も富んだアメリカの同盟国として、国の安全を保障してもらった上に、経済的、技術的援助まで受け、文字通りの廃墟のうちから立上り、短期間に国民総生産高で世界第三位に達する驚異的復興と発展を遂げている。しかるに今や日本社会党と総評を中心に、かかる貴重な恩恵を与えた日米の同盟関係を解消して、「共産主義国との不侵略条約」に日本の安全を依託せんとする、危険きわまる愚かな声が人心を迷わせつつある。これはダイヤモンドをガラス玉と交換して喜ぶ精薄児か、掌中の璧を泥沼に投げ込んで自笑する狂人の業でなければならぬ。自国の安全をソ連との約束に依託した国が、どんな運命に陥ったかは、近く日本人自身が熱湯を呑んだばかりではないか。一九六八年ソ連のチェコ侵入は、ソ連の侵略史上最近の事例にすぎない。ソ連政権の恐怖的性格を知らないことほど危険はありえない。

しからばわれわれは日米安保条約によって、なにを防衛せんとするのか。防衛に値いするどんな価値が日本にあるというのか。安保条約の防衛せんとする価値は、人類の貴重な遺産であって、自由世界にのみ存在し、共産世界に発見されない価値である。詳言すれば言論、出版の自由、表現の自由（デモなど）、信仰の自由、良心の自由、集会結社の自由、職業選択の自由、ストライキの自由、選挙の自由、居住移転の自由、出入国の自由、特に政党を組織して一党の独裁を排除する自由、政府を批判攻撃して政権の交代を要求しうる自由など、すべて共産主義国で

は拒否されている基本的人権がそれである。かかる自由を許すことが、共産政権と両立しない最も生々しい実例は、一九六八年八月チェコに対するソ連の無惨な武力弾圧である。それはドブチェック第一書記が「人間の顔をもつ社会主義」(Socialism with a human face)の建設を提唱したことが、共産世界を破壊するおそれあるとの理由であった。これは共産社会の実態が、「野獣の顔をもつ社会主義」たることを裏書きしたものに外ならない。複数政党存在の自由だけを許しても、共産政権はその瞬間に崩壊する。かかる自由を奪われた人民は、肉体的には人間だが、実は人格を失ったロボットにすぎない。われわれが社会党の中立論を排し、安保条約を堅持する目的は、日本人がかかるロボットに顛落することを阻止するためにある。(研究員 田村幸策 報告)